

症例報告に際しての個人情報の保護とプライバシーの保護について

1.対象者から同意を取得したか？

取得した。

→ この場合には、抄録ないしは投稿論文に、「対象者からの同意を得、その同意内容にしたがって対象者のプライバシーの保護に努めた」旨、記載すること。

取得していない。

→ この場合、下記 2.により十分な匿名化がなされたと考える場合には、下記 2.の各チェック項目について、✓を記載することによって、各項目を遵守したことを表明すること。

さらに、論文本文中に、「学会規定に従って匿名化を図り、対象者のプライバシーの保護に努めた」旨、記載すること。

ただし、下記 2.のすべてを実施したにも関わらず、実質的には十分な匿名化が困難であった場合（社会的に重大事件化した症例等がその例）には、文書（書式は自由）にて編集委員会に申し出て、当学会の指示に従うこと。（学会発表の場合は、抄録提出時に、文書（書式は自由）にて申し出て、当学会の指示に従うこと。）

2. 対象者の匿名化とプライバシー保護のために講じた措置には、内に✓を記載すること。

個人特定可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」は記載しない。

住所は記載しない。生活史に関連する固有名詞はアルファベットを用いる（A市、B社など）。

特に必要がない場合は、実年齢は記載せず○歳代などと表示する。

日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は月日を記載してよい。年については、発表者の関わり開始をX年とし、X+1年、X-1年といった記載を用いる。

他の情報と診察科名を照合することにより個人が特定され得る場合、診断科名は記載しない。

既に他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならび所在地を記載しない。C病院、D市などとする。発表者が診療を行った施設は「当院」「当科」とする。

顔写真を提示する際には目を隠すなど、個人を特定できないよう配慮する。

症例を特定できる画像情報、剖検等に含まれる番号などは削除する。

※ 以上のチェック項目は、同意を取得していない場合の最低限の必須遵守事項である。